公告第48号

入札公告(管)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年11月5日

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長　野田　勝美

1 工事概要

(1) 工事名　：　令和8年度大分分屯地汚水中継槽改修

(2) 工事場所:　大分県別府市鶴見4548－143　陸上自衛隊別府駐屯地

(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(水道施設)
仕様書のとおり

(4) 工期　：　令和9年3月31日(水)まで

(5) 本工事は、**工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。**

2 競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
管	C
土木工事	D

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること (建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア　1級(2級)管工事施工管理技士又はこれと同様以上の資格を有する者である。

イ　平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8)　一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150 号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　第404会計隊が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65 点以上であること。

(10)　上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(12) 福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地　第404会計隊　契約班 担当　塩谷 TEL　0977-22-4311(内線338) FAX　0977-23-3433(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地　業務隊管理科営繕班 担当　岩金 TEL　0977-22-4311(内線316)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間　令和8年11月6日(金) から　令和8年11月25日(水) まで
(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。) の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所
3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 令和8年11月25日(水)午後5時00分まで
イ 提出方法 :3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)により提出する。

(4) 入札書及び工事費内訳明細書の提出期限等

ア　提出期限:令和8年12月16日(水)
イ　提出方法:3 (1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
ウ　郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること
エ　入札書及び工事費内訳明細書については分けて開封できるよう別々の封筒に入れ提出すること。

(5) 開札の日時及び場所
ア 日時　　:令和8年12月17日（木）午前11時00分
イ 場所　　:第404会計隊　入札室

4 その他
(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金:免除

(3)　契約保証金 納付
実施要領は、契約締結後別に示す。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10 分の1（金銭的保証）とし、予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10 分の3以上とする。

(4)　入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額、入札者指名及び押印が判明しがたい入札
エ暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オその他入札に関する条件に違反した入札

(5)　落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6)　配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の 監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者とは契約を行わない。

(10)　契約書作成の要否 :要

(11)　関連情報を入手するための照会窓口:　上記3(1)①に同じ。

(12)　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13)　詳細は、入札説明書による。

(14)　本入札案件については、実施場所が僻地となるため3②と調整の上、現場確認を確実に実施することとする。

入 札 説 明 書

第404会計隊の令和8年度大分分屯地汚水中継槽改修に係わる入札公告(管)に基づく入札等については関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札公告日：　令和8年11月5日（木）

2　契約担当官等
ア　契約担当官:　分任契約担当官　陸上自衛隊別府駐屯地　第404会計隊長　野田　勝美
イ　住　所:　〒874-0849　大分県別府市大字鶴見4548-143

3 工事概要
(1) 工事名：　令和8年度大分分屯地汚水中継槽改修

(2) 工事場所：　大分県別府市鶴見4548－143　陸上自衛隊別府駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲：仕様書のとおり

(4) 工期：　令和9年3月31日（水）まで

(5) 使用する主要な資機材：

(6) その他
ア　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
イ　本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、別添「数量書」を参照するものとする。

4 競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、4(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級）以上であること

工事区分	格付
管	C
土木工事	D

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記4(4)の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．9）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．7．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．3．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．3．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア 1級（2級）管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。
（原則、着工から完成まで従事している。）
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。
ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
エ 配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 第404会計隊が発注した「4(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65 点以上であること。

(10) 上記(3)1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ｱ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の規定による子会社等を いう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である 取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合(共同企業体を含む。)の理事

e その他業務を執行する者であって、aからbまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第 1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業4(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地　第404会計隊　契約班 担当　塩谷 TEL　0977-22-4311(内線338) FAX　0977-23-3433(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地　業務隊管理科営繕班 担当　岩金 TEL　0977-22-4311(内線316)

7　競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間：　令和8年11月25日（水）午後5時00分まで
（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出

ウ 提出場所：上記5①に同じ。

(2)　申請書は、別紙第1により作成すること。

(3)　資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成23年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙第3）に記載する工事が、平成23年度以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第1に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4)　競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年12月3日（木）までに通知する。

(5) 情報保全に係る履行体制についての確認
令和3年4月１日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第4（運用通知の様式第1）の誓約書を提出し、有していない者は別紙第5（運用通知の様式第2）の誓約書を提出すること。

(6) その他
ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
ウ 提出された申請書等は、返却しない。
エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
オ 申請書等に関する問い合わせ先：上記6①に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
ア 提出方法
書面（様式は自由とする。）を上記6に持参、郵送等により提出する。
イ 提出期間
上記7(4)の通知の日から令和8年12月4日　　まで（行政機関の休日を除く。）
午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は午後3時00分まで

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年12月5日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
ア 書面（様式は自由とする。）を上記6①に持参、郵送又はFAXにより提出する。
イ 提出期間： 令和8年11月7日（土） から 令和8年12月6日（日）まで
（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は午後3時00分まで。郵送等による場合は提出期限前日の午後5時00分必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。
ア 期 間 ： 令和8年12月11日（金） から 令和8年12月14日（月）まで
（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。
イ 提出場所：上記6①に同じ。

10 入札方法等
(1) 入札書の提出方法等
ア 提出期間： 令和8年12月16日（水）
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
イ 提出場所： 上記6①に同じ。
ウ 提出方法
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。
また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。
なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金：免除

(2)　契約保証金 納付
実施要領は、契約締結後別に示す。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10 分の1（金銭的保証）とし、予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10 分の3以上とする。

12　工事費内訳明細書の提出

(1)　第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2)　工事費内訳明細書の作成方法
ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法、数量、）単位、単価、金額等を記載したものとする。
イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等
ア　提出期間：上記10(1)アに同じ
イ　提出場所：上記6①イに同じ
ウ　提出方法：上記10(1)ウによる

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、属表第2の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9)　工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13　開札

(1)　開札の日時及び場所

ア　開札日時：令和8年12月17日（木）午前11時00分

イ　開札場所：第404会計隊　入札室

(2)　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3)　開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4)　(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5)　第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

(6)　情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第6（運用通知の様式第3）から別紙第9（運用通知の様式第6）までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。

提出された資料では情報保全に係る履行体制について 適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。

提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14　入札の無効

(1)　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する

(2)　(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15　落札者の決定方法

(1)　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2)　(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。

くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

16　配置予定監理技術者の確認
　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が 確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。 病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17　別に配置を求める技術者
　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第404会計隊で入札日から過去2年以内に完成した工事あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

(1)　65点未満の工事成績評定を通知された者

(2)　契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3)　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4)　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。
　なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。
　また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している業者とは契約を行わない。

19　契約書作成の要否等
　別に示す契約書案により、契約書を作成するものとする。

20　支払条件　　前金払：応じない
　　中間前金払又は部分払：応じない
　　なお、契約金額の支払いは竣工検査終了後、銀行振り込みにより支払うものとする。

21 火災保険付保の要否　：　要

22　再苦情申立て
　契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことが できる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
(1)　提出期間：　　令和8年12月22日（火）
（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(2)　提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：上記5①に同じ

23　関連情報を入手するための照会窓口 ：上記6①に同じ

24　その他
(1)　入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(5)　代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

令和8年度大分分屯地汚水中継槽改修

関　連　書　類

1　公　告

2　仕様書

3　入札説明書

4　数量書

今後の時程について

1	公告掲示開始日	： 令和8年11月5日
2	工期	： 令和9年3月31日
3	入札説明書等配布開始日	： 令和8年11月6日
4	一般競争資格確認申請書提出期限	： 令和8年11月25日
5	競争参加資格確認結果通知	： 令和8年12月3日
6	入札書等提出期限	： 令和8年12月16日
7	開札日	： 令和8年12月17日

別紙第1

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 （例）

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長　野田　勝美　　殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名　　（押印不用）
連絡先（TEL及びFAX）

令和8年11月5日付けで入札公告のありました令和8年度大分分屯地汚水中継槽改修に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4「競争参加資格」の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

3 入札説明書7(3)に定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

5 入札説明書7(5)に定める誓約書を記載した書面
（様式1又は2どちらか1つ）

以上

注1） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2） 4項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第2

同種の工事の施工実績（例）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	百万円単位
	工期	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
	受注形態	単体／JV（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　）　　無

注）　1　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3　記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第3

配 置 予 定 の 技 術 者（例）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目		主任技術者又は監理技術者
氏名		
最終学歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する）
	工期	令和　年　月　日～令和　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有	有（CORINS登録番号 ） 無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	令和　年　月　日～令和　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有	有（CORINS登録番号 ） 無

注）　１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第1

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長　野田　勝美　　殿

住　　所
会 社 名
代 表 者
連 絡 先

令和8年11月5日付けで入札公告のありました令和8年度大分分屯地汚水中継槽改修に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4「競争参加資格」の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

3 入札説明書7(3)に定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

5 入札説明書7(5)に定める誓約書を記載した書面
（様式第1又は第2どちらか1方のみ）

以上

注1） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2） 4項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第2

同種の工事の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	受注形態	
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　） 無

注）　1　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3　記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第3

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目		
氏名		
最終学歴		
法令による資格・免許		
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS登録の有	有 （CORINS登録番号 ） 無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有	有 （CORINS登録番号 ） 無

注） 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

属紙第1

工　　程　　表

工事名:

会社名:

			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

■工程管理に対する技術的所見

別紙第４
様式第1

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

分任契約担当官
第404会計隊長　野田　勝美
　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

　弊社は、過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

別紙第５
様式第2

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

分任契約担当官
第404会計隊長　野田　勝美
殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

別紙第６
様式第3

業務従事者一覧（記載例）

監理技術者	氏名	防衛　太郎
	所属	○○建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	○○中学校→○○高校→○○専門学校（○年卒）
	職歴	××工務店→□□工業→○○建設（○年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
現場代理人	氏名	防衛　次郎
	所属	○○建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	○○中学校→○○高校（○年卒）
	職歴	○○建設（○年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
担当技術者	氏名	担当技術者は配置しない
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

1　不要な行は削除すること。
2　記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
3　内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

別紙第６
様式第3

業務従事者一覧

監理技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

1　不要な行は削除すること。
2　記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
3　内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

別紙第7
様式第4

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	□　社内規則がある
	□　社内規則に類する資料がある
	□　社内規則及びそれに類する資料がない

注：1　いずれかの「□」に「■」を付す。
2　社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
3　社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出す

付　紙
様式第4付紙
令和　　年　　月　　日

申　　出　　書

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長　野田　勝美　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者　（氏名）

役　員　（氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

別紙第8
様式第5

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
□　親会社等が存在しない		

1　不要な行は削除すること。
2　親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
3　内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

別紙第９
様式第6

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	□　報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	□　上記に類する資料がある
	□　資料がない

注：１　いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　資料がある場合は、その写しを提出する。
　　３　資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

付　紙
様式第6付紙
令和　　年　　月　　日

申　　出　　書(記載例)

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長　野田　勝美　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

　弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社　（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）
地域統括会社　（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）
ブランド・ライセンサー　（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）
フランチャイザー　（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）
コンサルタント　（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

※別紙様式第５の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

付　紙
様式第6付紙
令和　　年　　月　　日

申　　出　　書

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長　野田　勝美　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

　弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社
地域統括会社
ブランド・ライセンサー
フランチャイザー
コンサルタント

※別紙様式第５の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

標準競争参加資格確認申請書作成要領

工事名：　令和8年度大分分屯地汚水中継槽改修

上記工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき**「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」**を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者については、**「工程管理に対する技術的所見」**を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1　一般競争参加資格確認申請書

(1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し、申請して下さい。

(2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2　同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

(1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

・用途(水道施設)

・仕様書のとおり

(2) 記載する工事は、令和3年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。
なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

(3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(4)「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

(5)「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

(6)「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

(7)「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

(8)「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。

(9)「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に〇を付し、登録番号を記載して下さい。

3　配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

(1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(2)「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。

(3)「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。
なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
(4)「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成23年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
(5) 記載する工事が平成23年度以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。
なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
(6)「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
(7)「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
(8)「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
(9)「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
(10)「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
(11)「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に〇を付し、登録番号を記載して下さい。
(12)「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
(13)「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見
(1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
(2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
(3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間
(1) 提出場所
〒874-0849
大分県別府市大字鶴見4548-143
陸上自衛隊別府駐屯地　第404会計隊　契約班
担当　塩谷
TEL　0977-22-4311（内線338）
FAX　0977-23-3433(直通)

(2) 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出してください。

(3) 提出期間：　令和8年11月25日（水）午後5時00分まで
ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6 競争参加資格の確認
競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は以下の日付までに書面により通知します。
日付：令和8年12月3日（木）

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について
(1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
(2) (1)の説明を求める場合には、以下の日付までに持参、郵送等又は電子メールにより提出して下さい。
ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。
なお書面の提出先 については、5(1)と同とします。
日付：令和8年12月4日午後3時00分
(3) 説明を求められたときは、以下の日付までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他
(1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
(2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
(3) 提出された資料は、返却いたしません。
(4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
(5) 資料提出に関する問い合わせ先 については、5(1)と同とします。